

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第四条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定は、国会が、同項に規定する措置が講ぜられるまでの間において、日本国憲法の改正案の原案について審議し、日本国憲法の改正の発議（日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正の発議をし、国民に提案することをいう。）をすることを妨げるものと解してはならない。